

事務連絡  
令和5年9月28日

各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄 御中  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

### 体罰等に係る実態把握について（依頼）

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

体罰については、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月9日付け25文科初第574号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、継続的に体罰の実態を把握し、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めております。

つきましては、引き続き、令和4年度における体罰の実態について把握し、別添の様式1により御提出いただきますようお願いいたします。

また、体罰のみならず、教師による児童生徒に対する暴言等の不適切な発言やいたずらに注意や叱責を繰り返すなど児童生徒を精神的に追い詰めるような指導は、懲戒権の範囲を逸脱した行為としてあってはならないものであり、昨年12月に改訂された「生徒指導提要」にも初めて盛り込まれたところです。

つきましては、今回から体罰に加えて児童生徒への暴言等を含む不適切な指導等により処分等を行った事案についても把握を行うこととしましたので、別添の様式2により御提出いただくようお願いいたします。

なお、引き続き、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、特別支援学校幼稚部も調査対象としておりますので、ご注意ください。また、本調査結果は公表を予定しておりますので、十分に精査の上、御回答をお願いいたします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係

電 話：03（5253）4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp